

## 千葉市包括外部監査人候補者選考委員会設置運営要綱

### (設置)

第1条 千葉市包括外部監査人候補者(以下「候補者」という。)等の選考を行うため、千葉市包括外部監査人候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) あらかじめ市長が定めた基準に基づき、候補者及び次点者の選考を行うこと。
- (2) その他候補者等の選考のため市長が必要と認める事務

### (組織)

第3条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総務局長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、総務局次長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、情報経営部長、業務改革推進課行政改革担当課長、財政部長、資産経営部長及び監査委員事務局長をもってこれに充てる。
- 5 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、3分の2以上の委員(委員長及び副委員長を含む。以下この条において同じ。)が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、すべての委員の書面による意思表示に基づく委員長の決定をもって、前項の規定による議決に代えることができる。ただし、第2条第1号に関する議決については、この限りでない。

### (関係者の出席等)

第5条 選考委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、総務局情報経営部業務改革推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。